

○みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器を購入した難聴児の保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、みなかみ町補助金等に関する規則(平成17年規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業対象者)

第2条 この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童(以下「難聴児」という。)の保護者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 町内に住所を有する18歳未満の者であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30db以上であること。
- (3) 当該障害が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げるものに該当しないと認められた者であること。
- (4) 前3号に該当する児童であって、補聴器を装用することにより、言語の習得等において効果が期待できると一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師(以下「専門医」という。)が判断したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 補助金の交付の申請を行う日の属する年度(当該日が4月から6月までの間に申請を行う場合にあっては、前年度)における難聴児の属する世帯に市町村民税の所得割の額が46万円以上の世帯員がいる場合
- (2) 難聴児が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に基づき、補聴器購入の助成を受られる場合

(平26告示51・平30告示61・一部改正)

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる場合は、次のとおりとする。

- (1) 新たに補聴器を購入する場合
- (2) 補助決定日から別表に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する場合

2 補助金の交付対象となる経費は、補聴器本体の購入費用とする。

3 交付を受けることができる補聴器は、原則として装用効果の高い側の耳に装用する1個とする。ただし、教育上及び生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳装用する2個とする。

4 補聴器の種類は、障害程度に応じ専門医が適当と認めたものを基準とする。

(平30告示61・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表補聴器の種類欄に掲げる区分に応じ、同表基準価格の欄に掲げる価格に100分の104.8を乗じて得た額（以下「基準額」という。）と補聴器購入費用と比較していずれか低い額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満切捨て。)とする。

2 補助対象者の都合により補聴器を選択する場合は、前条第4項の補聴器の種類基準価格を適用するものとする。

(平26告示51・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 専門医が作成したみなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付意見書（様式第2号）
- (2) 購入しようとする補聴器に係る見積書
- (3) その他必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る難聴児の属する世帯の状況等を調査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと認めたときはみなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、補助金を交付することが不相当と認めたときはみなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に対し、通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7条 補助対象者は、決定通知書に記載された補聴器販売事業者から補聴器を購入の上、みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書に記載された金額を補助対象者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(代理受領)

第8条 補助対象者の利便性を考慮し、前条によらず、支給すべき額の限度において、補助対象者の代わりに補聴器販売事業者に第6条により決定した補助金を支払う（以下「代理受領」という。）ことができる。

2 代理受領による補聴器購入費用の支払を希望する場合は、補助対象者に対し、交付決定通知書のほか、みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業支給券（様式第6号。以下「支給券」という。）を発行するものとし、補助対象者は速やかに補聴器販売事業者に対して、みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金の代理受領に係る請求書兼委任状（様式第7号。以下「請求書兼委任状」という。）を作成し、支給券と一緒に引き渡すとともに自己負担額を支払い、補聴器販売事業者は、請求書兼委任状及び支給券を添えて、みなかみ町長に提出するものとする。

3 補聴器販売事業者から請求書兼委任状の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補聴器販売事業者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月16日告示第51号）

この告示は、平成26年5月16日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第37号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第61号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条、第4条関係）

（平30告示61・全改）

補聴器の種類 (注)	基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽・中度難聴用ポケット型	43,200円	① 補聴器本体 (電池を含む) ② イヤモールド ※イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から	5年
軽・中度難聴用耳かけ型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		

重度難聴用耳かけ型	76,300円	9,000円を除くこと。
耳あな型（レディメイド）	96,000円	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	① 補聴器本体（電池を含む）
骨導式ポケット型	70,100円	① 補聴器本体（電池を含む） ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200円	① 補聴器本体（電池を含む） ② 平面レンズ ※ 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除くこと。

※ 耳あな型は、耳介変形など装用に障害がある場合に限るものとする。

※ 骨導式は伝音性難聴であって、耳漏が著しい場合又は外耳閉鎖症等を有する場合で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な場合に限るものとする。

様式第1号(第5条関係)

みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付申請書

年 月 日  
 みなかみ町長 様

〒  
 住所  
 申請者 氏名 印  
 (保護者) 連絡先  
 続柄

次のとおり、補助金の交付申請をします。

なお、審査に必要となる私の世帯の住民登録資料、課税資料、補聴器購入状況その他について、関係機関に調査・照会・閲覧・報告することを承諾します。

対象児童名等	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
購入を希望する 補聴器の種類		
希 望 す る 補 聴 器 販 売 事 業 者	名 称	
	所 在	
	電話番号	
身体障害者手帳 申請の有無	有 ・ 無	
世帯の状況	1 市町村民税課税世帯(市町村民税所得割46万円以上) 2 上記1以外の市町村民税課税世帯・市町村民税非課税世帯	
過去5年間の 補聴器購入 状 況	左(購入:有・無)	年 月 日 購入
	右(購入:有・無)	年 月 日 購入
	<input type="checkbox"/> 自費購入	
	<input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入支援事業補助金による購入(前回の補助決定日: )	
	<input type="checkbox"/> 障害者自立支援法又は障害者総合支援法に基づく補装具の給付	
	<input type="checkbox"/> 労働者災害補償保険法	


見積額	基準額	補助対象経費	補助金申請額	申請者負担額

【添付書類】

- 1 難聴児補聴器購入支援事業補助金交付意見書
- 2 補聴器の見積書

様式第2号 (第5条関係)

みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業交付意見書(補助事業専用)

児 童 氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生	歳
住 所					
疾 病 名					
聴 覚 障 害 の 状 況	聴 力	右 dB	左 dB	会話音域の平均聴力レベル:4分法	
	障害の種類	1 伝音性難聴(右・左) 2 感音性難聴(右・左) 3 混合性難聴(右・左)			
	鼓膜所見 その他				
	聴力検査の結果	<p style="text-align: right;">【オーディオメーターの型式】</p> <p style="text-align: right;">記入方法</p> <p style="text-align: right;">気導: 右耳○ 左耳×</p>			
必 要 と 認 め る 補 聴 器 の 種 類	該当欄に○	(右 左)		使用効果等を記入してください	
	軽・中度難聴用ポケット型			※の機種にあつては、医学的な特殊理由も併記 ※ 両耳装用を必要とする場合は、必ずその理由も併記	
	軽・中度難聴用耳かけ型				
	※ 高度難聴用ポケット型				
	※ 高度難聴用耳かけ型				
	※ 重度難聴用ポケット型				
	※ 重度難聴用耳かけ型				
	※ 耳あな型レディメイド				
	※ 耳あな型オーダーメイド				
	※ 骨導式ポケット型				
※ 骨導式眼鏡型					
イヤーマールド					
給付の適否所見	適 ・ 否				
上記のとおり意見します。 年 月 日 医療機関名 作成医師氏名 <span style="float: right;">印</span>					
注: (一社)日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師が作成のこと。					

様式第3号(第6条関係)

みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

みなかみ町長

印

年 月 日付けで申請のありました補聴器購入支援事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

補助対象者	氏名
対象児童名等	ふりがな
	氏 名
	生年月日
補聴器の種類	
補聴器販売 事業者	名 称
	所 在
	電話番号

見積額	基準額	補助対象経費	補助金額	補助対象者負担額

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、みなかみ町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、みなかみ町長を被告として(訴訟においてみなかみ町を代表するものは、みなかみ町長となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号(第6条関係)

みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

みなかみ町長 印

年 月 日付けで申請のありました補聴器購入支援事業補助金の交付について、  
下記のとおり却下することに決定しましたので通知します。

記

却下の理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、みなかみ町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、みなかみ町長を被告として(訴訟においてみなかみ町を代表するものは、みなかみ町長となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



様式第5号(第7条関係)

みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金請求書

年 月 日

みなかみ町長 様

〒  
住所  
補助対象者 氏名  
連絡先 印

このことについて、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求金額 (補助金額)	
振込先 金融機関名	( )銀行・信用金庫・信用組合・農協 ( )本店・支店・支所
預金種別	1 普通      2 当座
口座番号 (ふりがな)	
口座名義人 ※保護者口座	
添付書類	領収書

様式第6号(第8条関係)

みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業 支給券

補助対象者	氏名			
対象児童名等	ふりがな			
	氏名			
	生年月日			
補聴器の種類				
補聴器 販売事業者	名称			
	所在			
	電話番号			
見積額	基準額	補助対象経費	補助金額	補助対象者負担額
上記のとおり決定します。 年 月 日				
みなかみ町長				印
補聴器の受領年月日				
補聴器の受領者氏名・印	印			

様式第7号(第8条関係)

みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金の代理受領に係る請求書兼委任状

みなかみ町長 様

年 月 日付けで交付決定を受けた補聴器を受領し、自己負担額を支払いましたので、補助金の支払いを請求します。

なお、当該補助金受領の権限を下記の補聴器販売事業者に委任します。

記

購入額	基準額	補助対象経費	補助金額	補助対象者負担額

年 月 日

【委任者】 住所  
(補助対象者) 氏名

印

上記の補助金受領の権限を受任しましたので、補助金を請求します。

年 月 日

【受任者】 住所  
(補聴器販売事業者) 名称  
代表者氏名

印

振込先	( )銀行・信用金庫・農協
金融機関名	( )本店・支店・支所
預金種別	1 普通      2 当座
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人	

※販売証明書(販売日、金額等が分かるもの)添付

様式第1号（第5条関係）

（平31告示35・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平30告示61・全改、平31告示35・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平28告示37・平31告示35・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平28告示37・平31告示35・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平31告示35・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（平31告示35・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（平31告示35・一部改正）